

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和元年6月多度津町議会第2回定例会におきまして町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、新漁業法による町沿岸漁業者と漁協経営への影響について、2点目に種子法廃止に伴う町内、J A、生産農家への影響についての2点を一般質問をいたします。

まず最初に、新漁業法による町沿岸漁業者と漁協経営への影響についてであります。

安倍政権は臨時国会の所信表明演説で、次は水産改革と明言し、漁業法を抜本的に改正するとし、昨年12月6日に70年ぶりとなる新漁業法が、説明したら切りがないと水産庁長官が答弁をしたり、県職員への説明配付資料を回収したりと漁民には事前に改定案の内容を知らせない異常な対応をわずかな国会審議で新漁業法を成立させたものであります。特に、その中で漁民に丁寧な説明をの声もむなしく、また漁業現場の声をまともに聞かないままに国会で強行採決された訳であります。これは2018年、つまり昨年の臨時国会で改悪を強行した改定漁業法の2020年度の施行をにらんでのこととなっております。それまでに水産庁の法案説明を聞いたのは、全国955沿海漁協のうち、わずか77漁協、このうち55漁協が県議会から懸念意見書を提出しており、香川県の漁協もそのうちに含まれておりました。

そして、戦後のルールを壊し、漁協、地元優先廃止、海の議会である、つまり海区漁業調整委員会を改悪、行政の下請化などが進められ、戦後の漁業制度をひっくり返す大改革で、漁業協同組合や漁業者を優先してきた制度を見直し、企業参入を広げる方向の内容となっております。

世界で一番企業が活躍しやすい国を目指す施政方針の演説を行った安倍首相でしたが、その意向に沿って新漁業法では、1、養殖用漁業権免許を漁協を通さずに知事が企業に直接免許を与える。2点目に、地元漁民に優先的に与えられた定置漁業権を知事裁量で直接企業に免許を与える。3点目に、沿岸資源を圧迫する大臣許可漁業漁船のトン数制限の撤廃。4点目に、大規模漁業を優遇し、小規模漁業経営を困窮化へ導く漁獲量割り当て、T A C制度の導入。5点目に、海区漁業調整委員会、つまり海の議会を公選制から知事の任命制に変更などを行うとしている訳であります。

水産庁は、新漁業法ができて「心配は要らない」、「予算をつけた」、「安心してよい」などと法律ができてから説明をしております。今、新漁業法が施行されたら、海の秩序は乱れ、漁業経営、漁家経営は一層困難になり、沿岸漁村の地域経済も疲弊していくのではと不安で心配されているところであります。新漁業法は、国連家族農業また漁業宣言や地方創生とは真逆

の法律ではないかとも言われております。

そこで、お尋ねいたします。

1点目は、多度津町内の組合ごとの漁業従事者は何名いるのか、2点目に、香川中讃地区漁業組合は幾つあるのか、またその組合名と所在地及び漁業従事者数はどれくらいあるのか、3点目に、沿岸漁業、養殖漁家、特に白方産カキに及ぼす新漁業法の影響はどうなるのか、4点目に、水産改革法案に対する町、県の考え方と対応はどうするのかを最初に4点をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の新漁業法による町沿岸漁業者と漁協経営への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

水産庁において、平成30年6月に農林水産業・地域活力創造プランが改定され、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立させることを目指し、漁業の成長産業化に向けた水産資源管理、水産物の流通構造、漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備を大きな柱とした水産政策の改革が掲げられました。その後、改正漁業法は昨年12月8日未明の参議院本会議において可決成立されました。

それでは、議員ご質問のうち、4番目の質問につきましては私がお答えをし、残りのご質問につきましては担当課長より答弁をいたします。

まず、4点目の水産改革法に関する町、県の考え方と対応はどうするのかについてでございますが、本町では昨年の12月定例会において多度津町議会として漁協に免許される特定区画漁業権の継続及び海区漁業調査委員会の漁業者委員会の公選制の継続を求め、農林水産大臣及び水産庁長官並びに香川県知事に対し、水産政策の改革に慎重な検討を求める意見書を原案可決提出されております。また、県におきましても、ほぼ同様の内容で昨年10月12日付で、香川県議会として同様の意見書が提出されております。今後もこの意見書に係る改正漁業法の影響について町内各漁協及び県と情報共有を図るとともに、国の動向にも注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

それでは、議員ご質問の1点目、多度津町内の組合ごとの漁業従事者数は何名いるのかにつきまして、多度津町漁業協同組合の組合員数は38名、白方漁業協同組合の組合員数は28名、多度津町高見漁業協同組合の組合員は63名の合計129名でございます。

次に、2点目、香川中讃地区漁業組合は幾つあるのか、また、その組合名と

所在地及び漁業従事者はどうかについてでございますが、まず中讃地区漁業組合連合会の構成団体数は9団体でございます。

次に、構成団体名及びその所在地並びに組合員数につきましては、坂出市は3漁協で、松山漁業協同組合、組合員数36人、坂出市漁業協同組合、組合員数47人、与島漁業協同組合、組合員数152人、宇多津町は1漁協で宇多津漁業協同組合、組合員数107名、丸亀市は2漁協で丸亀市漁業協同組合、組合員数37人、本島漁業協同組合、組合員数109人、多度津町は3漁協で多度津町漁業協同組合、白方漁業協同組合、多度津町高見漁業協同組合でございます。組合員の合計は617人でございます。

次に3点目、沿岸漁業、養殖漁家に及ぼす新漁業法の影響はどうなるのかにつきましては、町内3漁協に聞き取り調査を行ったところ、現時点では目に見える悪影響は余りないとのことございました。しかし、漁業権の優先順位の法定化が廃止されたことや、企業参入が容易となり漁場の秩序保持や漁業権の安易な転売、また漁協の操業区域が狭くなるなどの懸念があるそうでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、再質問をいたします。

まず、町内3漁協の漁業従事者数は何名かお尋ねをいたします。また、県全体ではどのくらいの組合員がいるのか、もし分かれば併せてお尋ねをいたしますので、よろしくお願ひいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁では、各漁協の組合員数を申し上げました。組合員資格は有しているものの、病気等の理由で漁業に従事できなかった方もいらっしゃいます。各漁協によりますと、多度津町漁業協同組合は組合員数38人、実従事者数は同数の38人、白方漁業協同組合は組合員数28人、実従事者数は13人、多度津町高見漁業協同組合は組合員数63人、実従事者数は61人でございます。なお、県全体では組合員数となりますが、全体で3,841人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、白方漁協のカキへの影響はあるのかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

新漁業法による目に見えた影響はないようでございますが、漁業法の改正に伴い企業参入のハードルが下がったこともあり、企業が漁業権を得て操業を

始めた場合、現在のカキの養殖棚を設置している操業区域が狭くなってしまう、また移動しなければならない可能性があるなどの影響が懸念されているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

先ほど町長から答弁がありました。意見書の提出後の反応あるいは状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

本町では、今のところ特段の変化はございませんが、香川県水産課にも確認したところ、県においても今のところ特段の変化はないようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

漁業権の種類には、漁場利用の仕方によりまして共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権の3つがある訳であります。このためには、混乱を起こさずに養殖業を行うためには内湾域を利用する企業も漁民も全てが地元の漁協に加入した上で、全組合員の合意でその水面の有効利用等、環境管理に努めなければならない訳であります。漁協では、養殖漁業を利用する組合員は個人であれ、企業であれ、漁場管理のための漁場使用料納入や組合内協議参加、そして共同管理の労役作業などが義務となる訳であります。

そして、私は生物多様性が最も高い日本の海を守り、おいしい魚を食べ続けるためにも日本の小規模、沿岸、家族漁業等、漁業集落を大切にしていかななくてはならないと考えております。

次に、種子法廃止に伴う町内、J A、生産農家への影響についてであります。

農業分野では、安倍内閣は企業利益優先のために地域農民を守ってきた種子法を廃止してしまいました。主要農作物種子法が廃止された後でも、香川県の主要農作物である米麦の生産振興を図る上で、「おいで米」や「さぬきの夢」など県オリジナル品種などの優良な主要作物の種子を現状と同水準の品質及び価格で安定的に供給できる体制を維持することは極めて重要であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目には、種子法廃止に伴う県及び町、そして耕種農家への影響はどのようなものがあるのか。2点目には、香川県主要農作物種子協会やJ A香川県の種子の生産と供給の役割は種子法廃止後どうなっているのか。また、優良な種子の生産と供給が円滑に行われているのかどうか。3点目には、種子法

廃止に伴い、うどん県と胸を張れる種子法を条例化すべきだが、どうするのか3点についてお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の種子法廃止に伴う町内、J A、生産農家への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

種子法と言われる主要作物種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に国及び都道府県が主導し、米や麦、大豆といった主要作物の優良な種子の生産と普及を進める必要があるとの観点から、国が果たすべき役割を定めた法律でございます。

この種子法が平成30年4月1日で廃止となりました。これを受け、香川県では、従来の種子の生産と供給体制を堅持するため、香川県主要農作物採種事業実施要領を改正いたしました。この改正により、従来の種子法に規定されていた原種等の生産や奨励品種の決定や県及び香川県主要農産物種子協会並びにJ A香川県による種子の生産と供給の役割などを同県要領の中で明確化いたしました。

議員ご質問の1点目、種子法廃止に伴う県及び町、そして耕種農家への影響はどのようなものかにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、県の香川県主要農産物採種事業実施要領の改正により、本町では従来どおりの種子の生産、供給体制がとられており、現時点では種子法廃止に伴う明確な影響はないようでございます。

次に2点目、香川県主要農産物種子協会やJ A香川県の種子の生産と供給の役割は、種子法廃止後どうなっているのか。また、優良な種子の生産と供給が円滑に行われているのかについてでございますが、まず、香川県主要農産物種子協会やJ A香川県の種子の生産と供給の役割は、種子法廃止前と変わりのない体制がとられております。体制の形態といたしましては、香川県主要農産物種子協会がJ A香川県に対して必要な種子量を通知し、J A香川県がその需要を満たせるよう生産者に働きかけます。生産者は、種子をJ A種子センターへ出荷し、そこから各農家に種子が販売されるという体制になっております。

また、優良な種子の生産と供給は、種子法廃止前と同様に県、香川県主要農産物種子協会、J A香川県による厳しい圃場管理が行われ、供給もこれまでと同様円滑に行われております。

最後に3点目、種子法廃止に伴い、うどん県と胸の張れる種子法を条例化すべきだが、どうするのかについてでございますが、各都道府県の動向を調査した結果、現在までに県単位で種子法に代わる条例を制定した例もございました。しかし、現在県では従来の体制を堅持するために要領を改正し、従

来と同様の優良な種子の生産と供給が円滑に行われていることもあり、現時点での条例制定は考えていないということでございました。

万が一、公的資金のサポートがなくなれば、将来的に生産コストが上乘せされて種子の価格が高騰し、食べ物の価格や住民生活に影響が出る可能性もございますので、町といたしましては、県やJA香川県と情報共有を図るとともに国の動向にも注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、種子法につきまして再質問をさせていただきます。

まず第1点目には、香川県の主要農作物採種事業実施要領はいつ成立したのかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

香川県主要農作物採種事業実施要領は、昭和34年8月12日に制定されました。その後、幾度かの改正が行われ、最終の改正が平成29年11月1日に行われ、この最終改定要領が平成30年4月1日より施行されております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、種子法に代わる条例を制定している県はどこかお尋ねをいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

平成31年4月1日現在で9道県が条例を制定しております。平成31年1月25日現在で条例を制定していたのは、全国筆頭の種子産地である富山県、山形県、新潟県、埼玉県、兵庫県でございます。また、平成31年4月1日に条例制定したのは、北海道、福井県、岐阜県、宮崎県でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、種子法が廃止になった経緯について説明をお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

種子法が制定されたのは、昭和27年5月でございます。これは、第2次大戦終結のためのサンフランシスコ講和条約が発効された翌月でございます。戦中から戦後にかけての食糧難の時代を経験した日本が、食糧を確保するためには種子が大事と、主権を取り戻すとほぼ同時期に取り組んだのがこの種子法の制定でございます。これは、二度と国民を飢えさせない、国民に食糧を

供給する責任を負うという国の明確な意思があったと考えられます。しかし、平成30年4月1日に種子のコストが国の財源で賄われているなど、これまでの制度では都道府県と民間企業との競争条件が対等ではなく、国が管理する仕組みが民間の品種開発意欲を阻害しているとの観点から種子法は廃止になったと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、種子法が廃止になった今後の影響について説明をお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

廃止前の種子法でも、種子の生産について民間の参入を禁じていた訳ではありませんが、種子法が廃止されたことにより民間企業、特に外国企業の参入が見込まれております。都道府県が種子事業から撤退し、民間企業のみが種子事業を行った場合は、種子の私有化が進むことが懸念されます。また、先人たちの努力で作られた品種が新しい品種を作るための素材となり、これを基につくられた品種に特許がかけられることになり、国や都道府県の遺伝資源が自由に使えなくなる、また海外へ流出してしまう懸念もあるようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、町内で生産されている種子は何があるのかお尋ねいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

J A香川県の情報によりますと、裸麦の「一番星」、小麦の「さぬきの夢2009」、水稻の「おいで米」でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりましたが、町として種子法の条例化は考えていないのかどうかをお尋ねいたします。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、香川県主要農作物採種事業実施要領を改正し、種子法廃止前と変わりなく適切な種子の生産及び確保ができておりますので、町単独での条例化は現時点では必要はないのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

県では、香川県の主要農作物採種事業実施要領、これを改正しただけでございます。そして、種子法の条例化はしていないということでございますので、恐らくこれは国の法律からいいますと、各県で条例化が進んでおることもありますし、ぜひ香川県でも条例化をし、これを外国からの種子をここでやはり止めなければならぬと考えております。

そして、私は個人的にもこのためにも、ぜひ町も耕種農家あるいは生産農家を守るためにも条例が必要ではないかと考えております。そういう意味におきまして、今後ともこの点を検討していただきたいと思います。有難うございました。

以上、2点につきまして私の一般質問を終わります。有難うございました。